

東京金融取引所におけるギブアップ制度の 導入に伴う留意事項について

金先協平11第109号
平 11 . 8 . 12
平11.11.26一部改正
平13.2.19一部改正
平13.8.8一部改正
平15.2.14一部改正
平16.3.29一部改正
平17.6.27一部改正
平19.9.30一部改正

東京金融取引所（金融取）のギブアップ制度における会員の業務上の留意事項について、当局と協議のうえ、下記のとおりとりまとめましたので、これによりお取り扱いいただきますようご連絡申し上げます。

記

1. 受託手続等について

ギブアップに係る顧客との取引に関する手続、顧客への交付書面等については、注文執行業者、清算執行業者の別に、別紙1による。

（注）注文執行業者とは、金融取の注文執行取引参加者である金融商品取引業者をいい、清算執行業者とは、金融取の清算執行取引参加者である金融商品取引業者をいう。

2. 法定帳簿について

ギブアップに係る取引の法定帳簿の作成・保存および記載については、注文執行業者、清算執行業者の別に、別紙2による。

3. 事業報告書および出来高状況表の記載について

ギブアップに係る取引の事業報告書および出来高状況表への記載については、注文執行業者は注文執行数量を、清算執行業者は清算執行数量を受託取引数量（枚数）に含めて記載する。

また、清算執行に係る建玉残高は、受託取引に係る建玉残高に含めて記載する。

4. 金融商品取引責任準備金の積立てについて

ギブアップに係る取引の金融商品取引責任準備金の積立てについては、注文執行業者は注文執行数量に基づいて、清算執行業者は清算執行数量に基づいて

それぞれ積み立てる。

5. 取次ぎの場合の準用について

上記1.～4.の事項は、ギブアップに係る取引について、会員が注文執行または清算執行の取次ぎをする場合に準用する。

6. 海外金融先物取引への準用について

上記1.～4.の事項は、会員の海外金融先物市場におけるギブアップに係る顧客との取引等について準用する。ただし、当該市場において別段の定めがある場合はそれに従うものとする。

(別紙1)

ギブアップに係る顧客との取引に関する手続、顧客への交付書面等

	交付、徴求書面等	関連法令、規則等	注文執行業者	清算執行業者	備考
1	顧客カードの作成	・協会「金融先物取引業務取扱規則」(業務取扱規則)第6条	○	○	
2	本人確認	・犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)	○	○	
3	適合性の判断	・金融商品取引法(法)第40条 ・金融商品取引業等に関する内閣府令(金商業府令)第123条 ・業務取扱規則第7条	○	○	
4	取引説明書(契約締結前交付書面)の交付	・法第37条の3 ・金商業府令第79条~第82条、第93条 ・業務取扱規則第8条 ・法第205条(罰則)	○	○	
5	確認書の徴求	・業務取扱規則第8条	○	○	
6	口座設定約諾書(変更契約書)の徴求	・金融取受託契約準則第5条 ・業務取扱規則第9条	○	○	①口座設定約諾書を徴求するほか、注文執行業者、清算執行業者、顧客の間で金融取受託契約準則第7条の4第1項に定めるギブアップに係る契約を締結する。 ②同準則第7条の4第2項の適用がある場合には、①のギブアップに係る契約に代えて、注文執行業者および清算執行業者の間で協定書を締結する。
7	取引報告書(契約締結時交付書面)の交付	・法第37条の4 ・金商業府令第99条、第100条、第102条 ・法第205条(罰則)	○	○	①取引報告書に追加記載すべき事項は、別紙1の2による。 ②金商業府令第100条第1項各号に定める記載事項は、注文執行業者又は清算執行業者のいずれか一方が記載すれば、他方は記載不要。 ③注文執行業者は、保証金に関する記載は不要。
8	保証金の受領書の交付	・法第37条の5 ・金商業府令第114条 ・法第205条(罰則)	×	○	
9	取引残高報告書の交付	・金商業府令第98条第1項第3号、第108条	×	○	

(注) 注文執行業者欄および清算執行業者欄の○印は、当該手続等を行う必要があることを、×印は不要であることを示す。

(別紙1の2)

ギブアップに係る取引の取引報告書に追加記載すべき事項

		記載すべき事項	注文執行業者	清算執行業者	備 考
追 加 事 項	1	ギブアップに係る取引である旨	○	○	・注文執行業者はギブアップ申告に係る取引である旨、 清算執行業者はテイクアップ申告に係る取引である旨 を記載する。
	2	ギブアップ申告の指定先清算執 行業者の名称	○	-	
	3	テイクアップ申告をした金融先 物取引についてギブアップ申告 をした注文執行業者の名称	-	○	

(注) 注文執行業者欄および清算執行業者欄の○印は当該事項を記載すべきであることを、×印は不要であることを示す。

(別紙2)

ギブアップに係る取引の法定帳簿の作成・保存および記載について

	法定帳簿の名称	注文執行業者	清算執行業者	備 考
1	注文伝票	○	×	①ギブアップに係る取引である旨を記載する。 ②清算執行業者はテイクアップに係る取引についての伝票の起票は不要。
2	取引日記帳	○	○	・注文執行業者は転売、買戻しの別、原取引、評価損益および決済損益の記載は不要。
3	顧客勘定元帳	×	○	

(注1) 注文執行業者欄および清算執行業者欄の○印は当該法定帳簿を作成（保存）すべきであることを、×印は不要であることを示す。

(注2) 法定帳簿のほか、ギブアップおよびテイクアップに係る金融取引の取引参加者別取引明細表の5年間の保存が義務付けられているので留意すること。（金融取引業務規程施行規則第14条）